

岡山県オリエンテーリング協会規約・運用細則・ガイドライン改正に伴う新旧対比表(主な個所のみ)

	新	旧
規約		
第5条会員	<p>正会員 賛助会員</p> <p>本会の事業を賛助する個人または団体。</p>	<p>個人会員 クラブ会員</p> <p>県内に所在するオリエンテーリングクラブに在籍するクラブ員で当該クラブから所定の様式による名簿を添えて届け出のあった県内に在住、もしくは勤務している(1)を除いたもの。</p>
第6条入会	<p>原則としてその資格を得たとき自動的に入会し、～ 正会員、賛助会員として連続10年、もしくは累計15年を超えて継続的に活動する等、当該協会への貢献が顕著であると認められるものは、永年会員とし、会費の納入は免除する。 永年会員であっても、特に理由なく3年以上本会の活動に携わらない場合は、脱会したものとみなす。</p>	<p>3. その資格を得たとき自動的に入会し、～</p>
第7条入会金、会費	<p>正会員2年ごと1,000円の会費 賛助会員2年ごと3,000円の会費</p>	<p>個人会員年1,000円の会費 クラブ会員年3,000円の会費</p>
第8条会員の特典	<p>(5) 本会主催大会への参加に際し、～</p>	<p>(5) 本会主催もしくは主管大会への参加に際し、～</p>
第17条総会	<p>3. 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるができる。</p>	<p>3. クラブ会員は、出席者数に係わらずクラブ単位で10の議席数を保有するものとみなす。</p>
運用細則		
第2条加盟会員の管理	<p>～年度ごとに賛助会員を含めた名簿を作成する。 ・競技者登録者会員に学連登録者は含めるが、一時登録者、ふるさと登録者は含めない。 ・認定指導者登録県が当県であっても競技者登録が他県である等、規約第5条の趣旨に外れていると考えられる場合、および会員になることを望まないものは会員として認めない。 ・入会を希望するものは、氏名、住所、メールアドレス等を所定の様式に従い記入の上申請すること。 賛助会員が団体の場合は、団体の概要が分る規約類を添え、責任者、連絡窓口者、メールアドレス等を所定の様式に従い記入の上申請すること。 ・永年会員の認定、あるいは会員が勤務の都合などで一時的に県外に居住する時など、疑義が生じた時の扱いは、都度理事会の承認を得る。</p>	<p>～年度ごとに名簿を作成する。 クラブ会員は、クラブに在籍するクラブ員で当該クラブから所定の様式による名簿を添えて届け出のあったものとするが、クラブからの提出名簿をもとに個人会員同様年度ごとに整備し基準とする。現在届けのある該当クラブは以下のとおりでクラブ会員の名簿は別に事務局が管理する。 ・オリエンテーリングクラブ吉備路の該当者 ・晴れの国岡山オリエンテーリングクラブの該当者</p>
第3条入会金および会費	<p>入会金は都度徴収するが、会費は2年ごと(役員改選に合わせた奇数年ごと)に徴収し、途中入会でも原則として対象期間分の会費を支払うものとする。</p>	<p>入会金は所定の額を徴収するが、会費の徴収は必要に応じて行う。</p>
第5条特典資格の行使		

	(3) . 本会の主催大会でE-Card無料レンタルを受けるには、参加申込書所属欄に本会会員であることを明記の上事前申し込みしていること。(賛助会員が団体である場合、その構成メンバは該当しない)	(3) . 本会の主催・主管大会でE-Card無料レンタルを受けるには、参加申込書所属欄に本会もしくは所属クラブを明記の上事前申し込みしていること。事務局は、第2条に示す名簿と対比し確認する。
第6条情報提供	なお、賛助会員が団体である場合、当該団体窓口への情報提供を基本とするが、団体から要望があれば、適宜その構成メンバを個別にメーリングリストに加えてよい。	ただし、クラブ会員でメーリングリストに加わっていない者に対しては当該クラブの代表となる者への提供でよい。
第7条支出基準	また、頻度が多い地函調査等を除き、市内在住者の行事運営車代は原則支払わない。	
第8条備品貸し出し基準	会員が所有備品を使用することを希望し妥当と判断される場合、無料で貸し出しする。また対外的な貸し出しで妥当と判断される場合、調達金額概ね10,000円に対し200円を目途に使用料を徴収するが、EMIT機材はEMIT協会の運用に準拠する。	原則として会員が所有備品を主催、主管もしくはそれに該当する行事以外に使用することを希望し妥当と判断される場合、調達金額概ね10,000円に対し200円を目途に使用料を徴収する。なお対外的なEMIT機材貸し出しについてはEMIT協会の運用に準拠する。
第9条付則	平成27年5月規約改正に伴う会費徴収等についての移行措置は以下の通りとする。 (1) . 初年度に限り、クラブ会員からの移行者を含め、入会金は徴収せず会費の徴収のみ行う。 (2) . 県協会メーリングリストの構成メンバは見直し適正化を図る。	
ガイドライン	このガイドラインは、岡山県オリエンテーリング協会規約および運用細則について、その解釈、適用、補足および具体的な事項について示したものである。	
1.3. 複数クラス参加の扱い	前日からの参加も同様に扱う。	
1.4. スタート時刻変更	事前、当日にかかわらず柔軟に対応してよいが、確実に計センに連絡を入れること。	
1.6. その他	大会前日の試走練習にのみ参加する場合も所定の参加費を受領する。事前のコントロール設置等に携わっても同様とする。	
3. 前当日運営スタッフの取り扱い	事務局が会員から運営スタッフ(協力者)を募り、～ 引き続き当日運営に当たる場合(当日のみを含む)の交通費は同様に支払うが、当日は基本的に競技出場しないものとする。(賛助会員が団体の場合の構成メンバについても同様に扱う) 当日のみの運営スタッフで事前の協力申し出と同時に申し出があれば、原則として運営の許される限り、かつその時間帯で競技出場できるよう配慮した運営体制とするが、交通費は支払わない。 上記予め決められた運営スタッフ以外の者の前日あるいは当日の運営協力も、～	事務局が運営スタッフ(協力者)を募り、～ 引き続き当日運営に当たる場合の交通費は同様に支払うが、当日は基本的に競技出場しないものとする。 当日のみの運営スタッフは事前の協力申し出と同時に申し出があれば、原則として運営の許される限り、かつその時間帯で競技出場できるよう配慮した運営体制とし、交通費も 項に準じる。 上記以外の者の前日あるいは当日の運営協力も～
大会取扱い	D1のクラブ関連記述削除	ただし、運営に必要な全コントロールマップは適宜支給する。